

# げんき便り

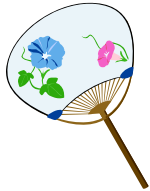
平成二十年七月

第六号 (七月十日発行)



## 暑中お見舞い 申し上げます

緑がますます深まる季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。六月は比較的過ごしやすい気候が続いているように思いましたが、



七月になって、夏らしく暑くなってきました。扇風機、うちわ、扇子が活躍する時期ですね。

## 法律の変わり目

### ☆最低賃金法☆

平成二十年七月一日から最低賃金法が一部改正されました。その一つとして、地域別最低賃金額以上の賃金が支払われない場合の罰金の額が二万円から五十万円に引き上げられました。地域別最低賃金とは、都道府県ごとに定められている最低賃金で、埼玉県の場合は一時間当たり七百二円となっております。日給者、月給者の場合であっても、時間単価で計算して、この七百二円以上支払う必要があります。



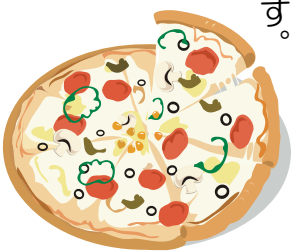
## ~ちょこっとコラム~

年を重ねると、興味・関心の対象がシンプルになってきて、最近はすっかり「食べることに集約されている感があります。というわけで今回も食べ物について。

前からパン焼き器に興味があったのですが、昨今の小麦の高騰などで、家庭用パン焼き器でパンを作る人が増えている。そんな記事を読んだ影響か、ついにパン焼き器を購入しました。

材料は、強力粉、塩、砂糖、バター、ドライイーストなど、用意は簡単ですが、セットになっているものを購入し、パン焼き器に入れて、電源を押すだけの簡単なものからスタート。できたては、ふかふかで思っていた以上においしく、つつい手伸びてしまします。

とても手軽なので、近頃は、ピザ生地を作り、好きな具や冷蔵庫の余り物などを思いのままにトッピングして、オーブンで焼いたり、ちよっぴりステップアップしています。



発行者  
〒346-0002  
埼玉県久喜市野久喜 549-1-810  
社会保険労務士まつもと事務所  
社会保険労務士 松本 陽子

TEL 0480-25-0378  
FAX 0480-53-6432  
メールアドレス yoko@matsumoto5.com  
ブログ [http://blog.goo.ne.jp/zxcv\\_1971](http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971)  
(女社労士松本陽子の法律問答)  
ホームページ <http://matsumoto5.com/>

最近、新聞等で「名ばかり管理職」などというキーワードで、「管理職の残業代」に関する記事が増えてきました。今月は、「年金の話」をお休みして、この名ばかり管理職が問題となった背景について書きたいと思います。

今年一月に、東京地裁で、マクドナルドに対し、その店長に支払われていなかった時間外労働や休日労働の割増賃金7,552,478円(割増賃金分5,034,985円、付加金2,517,493円)の支払いを命じる判決ができました。

**管理職に残業代は不要？**

「管理職になったら残業代がつかなくなったよ」。こんな会話を聞いたことがあるかもしれません。労働基準法の四十一条では、「管理監督者」や「監視、断続的労働

## 「管理職には、残業代を払わなくてよい？」

### 職場の話

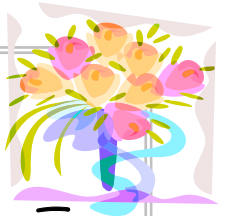
知っておきたい

をしている人で、監督署がOKを出した人」等については、労働基準法の労働時間、休憩、休日についての規定は、当てはめなくてよいことになっています。「労働時間等の規定をあてはめない」場合、一日八時間、週四十時間を超過して勤務させてよく(労働基準法では原則禁止しています)、また、それらの時間を超過しても割増賃金を支払わなくてよい、ということになります。

「監視・断続的労働」をしている人は、仕事の負荷が軽いので労働時間等の規定の対象外にすることができ、また、「労働基準監督署の許可を得たこと」が条件であるため、実際の適用はハードルが高いのですが、「管理監督者」については、監督署の許可が

条件となっていないため、現在は、各社各様に管理監督者を定め、割増賃金を支払わないとしています。

この「管理監督者」の解釈は「労働条件の決定、労務管理について経営者と一体的立場」にある人をいいます。①経営の決定に参画できたり、人事権がある、②自分の日々の出勤時間を、自分で決められる、③一般の従業員と比べて、管理監督者として相應の賃金を受けている、等が客観的にも認められるのであれば労働基準法上の「管理監督者」に該当し、割増賃金を支払わなくてもよい、ということになります。このように「管理監督者」の範囲は狭いのです。明確に労働基準法上の「管理監督者」とはいえない労働者には、割増賃金を支払う賃金設計を行う方がよいでしょう。



いじぶの花束

『おめでとう！』

社労士試験に合格したとき、前職で一緒だった方からお祝いとお手紙を頂きました。仕事はてきぱき、性格はさばさば、考えるより先に体が動くタイプ。そんな方がお手紙を書いて下さったのがちょっと意外で(ゴメンナサイ!)そしてとってもうれしかったのを覚えています。その後、社労士事務所に勤めるときや開業するときなど自身の転機に、手紙を読み返しては励みにしています。手紙では、普段の会話とはひと味ちがう人となり伝わってきます。

「実践的女性起業支援講座」が開催されます！

☆講座の一部を講師として担当します☆

＜講座日時＞

8月23日、30日、9月6日、13日、20日（全土曜日）

おおむねAM10:00～PM4:30

（日によって、開始終了時間が異なります）

＜会場＞

埼玉県男女共同参画推進センター（WithYouさいたま）セミナー室（JRさいたま新都心駅徒歩5分）

＜内容＞

女性起業支援に実績のある中小企業診断士等の支援専門家が、開業までの手続、事業支援、財務・税務会計等、起業に必要なノウハウを提供します。随所にグループワークも取り入れた実践型カリキュラムです。（私は、9月20日の「開業までの手続き」を担当します）

＜費用＞ 2,500円（テキスト代）

＜申込み方法＞

受講申込書に所定の事項を記入して、郵送・FAX・メールで男女共同参画推進センター女性チャレンジ総合支援担当宛にお申込み下さい。申込書はセンターのHPでダウンロードできます。

電話 048-601-3111・FAX 048-600-3802

HP <http://www.withyou-saitama.jp>

主催：埼玉県男女共同参画推進センター  
埼玉県創業・ベンチャー支援センター  
企画・運営 有限会社河野経営研究所

せっかくだから使ってみませんか

## 助成金

### ○ 中小企業定年引上げ等奨励金

70歳まで働くことのできる中小企業を支援するため、65歳以上への定年引き上げや定年の定め廃止、さらに希望者全員を対象として70歳以上までの継続雇用制度を導入した事業主に対して支給されます。

＜支給例＞

【会社規模：従業員数1～9名の場合】

- ① 65歳に定年を引き上げた→40万円
- ② 70歳に定年を引き上げた→80万円

【会社規模：従業員数10～99名の場合】

- ③ 65歳に定年を引き上げた→60万円
- ④ 70歳に定年を引き上げた→120万円

ご不明な点がございましたら

お問い合わせ下さい。

## 秘するが花 第三回

一 花伝書、二 花伝書別紙口伝などに、花について記されています。

花には時分（年相応の）花、声の花、幽玄の花がある。花は珍しく見ゆるもの、見る人の心に思いもよらぬ威を催すものと言っています。

特に、芸の習い始めは七歳から始めよ。といい、年齢による時分の花について、十三歳のころから声も立つようになり、目立つようになる。二十四歳のころは身体も声も定まり上手くなるが、一旦の心の珍しき花という。

三十四五歳で芸の盛りを極め、その後下降するが、五十歳以降の方でも真の芸人は枝葉が少なくなるとも、老木にも花が咲き、散ることはない。とも言っています。

越谷市男女共同参画支援センター登録団体

ai(あい)グループ代表

社会保険労務士 横山清春



## 働く人の法律問答 傷病手当金について

マツ社労士はタケ社長から、こんな質問を受けました。

**タケ社長** : マツ社労士さん。従業員のヤマさんがぎっくり腰になって、医者から2週間くらい安静にするように指示されたということで、診断書と欠勤の届けの提出があったんだが。

**マツ社労士** : ぎっくり腰になったのは工作中ですか、それとも仕事に関係ないときですか？

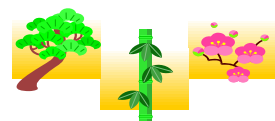
**タケ社長** : 工作中ではないです。自宅でぬるめのお湯につかってたら、体が冷えてきて、つい、くしゃみをしたらグキッときたらしいのです。そんなこともあるんですね。ところでこのヤマさんは入社して半年たっていないので、有給休暇がないんですよ。こんな特別の事情のときは、会社は休み中の給料を払わなくてはならないのですか？

**マツ社労士** : 仕事に関係のない、個人の病気やケガで休むときは、会社は給料を支払う必要はありません。社長のところは、雇用契約、就業規則とも、私傷病の欠勤時に給料を支払う約束をしていないですから。ところで、ヤマさんは、フルタイムの勤務だから健康保険に加入していますよね。お休みが長引くようなら健康保険の傷病手当金を申請しましょう。

**タケ社長** : 傷病手当金？そういえば以前にも手続きやってもらいましたね。

**マツ社労士** : はい。私傷病での休みが連続3日続いたら、4日目から1日につき、健康保険の標準報酬日額の3分の2が支払われます。2週間連続で休んだ場合は、ヤマさんは確か標準報酬月額が20万円ですから、11日分の73,370円が支払われることになります。

**タケ社長** : それなりの金額が出るんですね。生活費のこと気になっていたから、ちょっと安心したよ。あとでまた手続きをお願いしますね。



### 編集後記

現在、実家から徒歩三十分程の場所に住んでいます。実家では、父と母が別々の場所に畑を借りて、季節の野菜を思う存分作っています。実家では五大家族でしたが全員血液型がB型で、根っからのマイペース人間。性格と血液型は関係ないかもしれないとはいえ、なぜか全員「我が道を往く」タイプ。父母が別々の畑で野菜を作っている話をすると珍しがられ(面白がられ)ますが、当人達にしてみれば至って「普通」ようです。

そんな父母から年中「野菜ができたので取りに来て、持って行こうか」コールがあります。「この前ももらったのがまだあるよ」。そんなやりとりを年中繰り返しています。。。